

揚貨設備規則

揚貨設備規則

2017 年 第 1 回 一部改正

2017 年 6 月 1 日 規則 第 25 号

2017 年 1 月 30 日 技術委員会 審議

2017 年 2 月 20 日 理事会 承認

2017 年 5 月 9 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

「揚貨設備規則」の一部を次のように改正する。

9 章 制限荷重等の指定及び標示並びに証明書等

9.3 制限荷重等の標示

9.3.1 を次のように改める。

9.3.1 揚貨装置及び荷役用ランプウェイ装置に対する標示

-1. 前 9.2 の規定に基づき指定を受けた揚貨装置及び荷役用ランプウェイ装置には、次の(1)から(3)に定める方法により、刻印で制限荷重及び制限角度又は制限半径並びにその他の制限事項を標示しなければならない。

(1) デリック装置

デリックブームの基部の見やすい位置に本会印、制限荷重、制限角度及びその他の制限事項を標示すること。

(2) ジブクレーン装置

ジブの基部等の見やすい位置に本会印、制限荷重、制限半径及びその他の制限事項を標示すること。

(3) その他の揚貨装置及び荷役用ランプウェイ装置

見やすく、かつ、汚損されにくい位置に本会印、制限荷重及びその他の制限事項を標示すること。

-2. デリック装置及びジブクレーン装置の制限荷重が、9.2.2 の規定に基づき複数の制限角度又は制限半径に対して別個に指定される場合は、それぞれの組合せについて-1.に準じて、必要な標示を行わなければならない。

-3. グラブ、リフティングビーム、リフティングマグネット、スプレッダその他類似の揚貨装具を使用する揚貨装置であって、これらの揚貨装具の自重を除いた最大貨物荷重を制限荷重とするものにあつては、-1.に準じてその他の制限事項としてこの旨標示しなければならない。

-4. 前-1.、-2.及び-3.により打刻した標示は、錆止め塗装をし、ペイント等で囲み、見やすくしておかなければならない。

-5. 前-1.、-2.及び-3.により打刻した標示に加えて、恒久的、かつ、容易に視認できるよう見やすい位置に溶接ビード及びペイント等又は本会がこれと同等と認める方法で-1.、-2.及び-3.と同一の事項（ただし、本会印を除く。）を標示しなければならない。~~この場合、文字の大きさは、高さを 77mm 以上としなければならない。~~

-6. 前-5.の規定により標示される文字の大きさは、高さを 77mm 以上としなければならない。

~~-7.~~ 総トン数 300 トン以上の船舶に設備する制限荷重の指定を受けていない揚貨装置の見やすい位置には、1 トン以上の荷重を負荷してはならない旨を標示しなければならない。

附 則

1. この規則は、2017 年 6 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される揚貨設備にあっては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。